2　前項に規定する特定一般用医薬品等購入費とは、次に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下この項において同じ。）である一般用医薬品等のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして政令で定めるものの購入の対価をいう。

一　その製造販売の承認の申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第三項の規定による同条第一項の製造販売についての承認の申請又は同法第十九条の二第五項において準用する同法第十四条第三項の規定による同法第十九条の二第一項の製造販売をさせることについての承認の申請をいう。次号において同じ。）に際して既に同法第十四条又は第十九条の二の承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品

二　その製造販売の承認の申請に際して前号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品

3　第一項の規定により所得税法第七十三条の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十八の三第一項中「法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）」を「法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する」を削り、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金

イ　公益社団法人及び公益財団法人

ロ　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人

ハ　社会福祉法人

ニ　更生保護法人

二　次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものとして政令で定めるもの

イ　国立大学法人

ロ　公立大学法人

ハ　独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構

第四十一条の十九第一項中「又は第二十九条の三第一項本文」を削り、同項第二号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第三号中「第三十七条の十三第一項第五号」を「第三十七条の十三第一項第四号」に改め、同項第四号中「第二十七条の四」を「第二十七条の五」に改め、同項に次の一号を加える。

五　内国法人のうち地域再生法第十六条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社で、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に同条の確認を受けたもの　当該株式会社により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの

第四十一条の十九の二第一項中「居住者」を「個人」に、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改める。

第四十一条の十九の三第一項中「特定居住者」を「特定個人」に改め、同条第三項中「居住者」を「個人」に改め、同条第四項第一号中「第七項第三号」を「第八項第三号」に改め、同条第十三項中「第五項」を「第六項」に、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に、「又は第三項」を「、第三項」に改め、「一般断熱改修工事等」の下に「又は第五項に規定する多世帯同居改修工事等」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「特定居住者」を「特定個人」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第五項の規定は、個人がその年の前年以前三年内の各年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該各年分の所得税について同項の規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について同項に規定する多世帯同居改修工事等をした場合は、この限りでない。

第四十一条の十九の三第七項第一号中「居住者」を「個人」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第五項に規定する多世帯同居改修工事等とは、個人が所有している家屋につき行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための改修工事で政令で定めるものをいう。

第四十一条の十九の三第六項中「特定居住者」を「特定個人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第三項」を「、第三項及び前項」に、「特定居住者又は居住者」を「特定個人又は個人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について多世帯同居改修工事等（当該多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該多世帯同居改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該居住用の家屋（当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十八年四月一日から平成三十一年六月三十日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該多世帯同居改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、標準的費用額（当該標準的費用額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

第四十一条の十九の四第一項及び第三項から第六項までの規定中「居住者」を「個人」に改め、同条第十二項中「居住者」を「個人」に、「第三十一条の三若しくは第三十五条」を「第三十一条の三第一項若しくは第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第十三項中「居住者」を「個人」に、「第三十一条の三又は第三十五条」を「第三十一条の三第一項又は第三十五条第一項」に改め、同条第十四項中「居住者」を「個人」に改め、同条第十六項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十四項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする」に改める。

第四十一条の十九の五第十一項中「第三項」を「第五項及び第六項」に、「、第二項、第四項」を「から第四項まで、第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第四十条の三の三第三項及び第十一項から第十六項まで」を「第四十条の三の三第五項、第六項及び第十五項から第二十項まで」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同項の表中

第四十条の三の三第三項	第一項に	第四十一条の十九の五第一項に
	所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項	所得税の額から控除する金額につき同法第二条第一項第四十三号

」を

第四十条の三の三第三項	第一項に	第四十一条の十九の五第一項に
	所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項	所得税の額から控除する金額につき同法第二条第一項第四十三号

に改める。